

霧島市条例第 8 号
令和 3 年 3 月 3 0 日

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例(平成 31 年霧島市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「額」の次に「等」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 3 同一の土地について複数の受益者があるときは、当該受益者らは、当該土地に係る分担金を連帯して納付する義務を負うものとする。
- 4 前項に規定する連帯納付義務については、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 10 条の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。